明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房三）　四
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一九）　五
〔府令・省令〕
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・国土交通一）　七
〔省　令〕
○経済センサス基礎調査規則（総務四六）　八
○個人企業経済調査規則の一部を改正する省令（同四七）　一〇
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（同四八）　一三
○経済構造実態調査規則（総務・経済産業一）　一三
○工業統計調査規則の一部を改正する省令（同二）　一五
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務二八）　一七
○国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（同二九）　二四
○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（同三〇）　二五
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　二六
○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　二七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働六五）　二九
○年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（同六六）　三〇
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業四三）　三三
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同四四）　三三
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三一）　三三
○道路法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　三五
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　三七
○独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同七）　四二
〔規　則〕
○人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を改正する人事院規則（人事院一―〇―六）　四三
○人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（同一―四―二八）　四四
○人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則（同一―五〇―二）　四五
○人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（同九―二―六九）　四七
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―八五）　四八
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―八七）　五〇
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一五九）　五一
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―九五）　五二
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―五一）　五五
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一三六）　五六
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―三五）　五八
○人事院規則一〇―一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則（同一〇―一〇―二）　六〇
○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一四―三七）　六一
〔訓　令〕
○主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の全部を改正する訓令（法務三）　六二
○主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令（出入国在留管理庁一）　六二
〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府三五）　六三

（以下次のページへ続く）